

平成 26 年度 第 4 回 松山市子ども・子育て会議

教育・保育部会 会議録

1. 日時

平成 26 年 8 月 28 日（木） 15:15～17:00

2. 場所

松山市保健所・消防合同庁舎 6 階 中会議室

3. 当日の出席者等

(1) 出席委員（10 名）

相原真亜沙、上岡周介、亀崎美沙子、後藤陽三、敷村一元、二宮一朗、三浦和尚、村上出、森公夫、吉田可奈子（五十音順、敬称略）

(2) 事務局

保育・幼稚園課、子ども総合相談センター事務所、障がい福祉課、学校教育課、教育支援センター事務所

4. 傍聴の可否

可（傍聴者 1 名）

5. 会議次第

(1) 開会

(2) 議事「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）について」

①本日の審議事項について

②幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の量の見込み及び確保方策について

③地域子ども・子育て支援事業について

④任意記載事項等について

(3) その他

①連絡事項等

(4) 閉会

6. 配布資料

・部会次第

・配席図

・資料 1 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）について

・資料 2 幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の量の見込み及び確保方策について

・資料 3 地域子ども・子育て支援事業について

・資料 4 松山市子ども・子育て支援事業計画（案）における任意記載事項等について

・参考資料 1 ニーズ調査に基づく量の見込みについて

・参考資料 2 幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の量の見込み及び確保方策(確保方策の詳細)について

会議録

1. 開会

・事務局

それでは、ただ今から、平成 26 年度 第 4 回 松山市子ども・子育て会議 教育・保育部会を開会させていただきます。

本日の部会につきましては、委員総数 10 名のうち、10 名全員のご出席をいただいておりますので、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 2 項の規定により、本会議が成立しておりますことを、ご報告させていただきます。

それでは、松山市子ども・子育て会議条例第 8 条第 4 項の規定により準用する第 6 条第 1 項の規定により、これより先は、三浦部会長に進行をお願いいたします。

三浦部会長、よろしくをお願いいたします。

2. 議事

・三浦部会長

前は、事業計画の第 4 章部分を承認し、第 5 章部分にあたります、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの部分について、各委員より様々なご意見を頂戴することができました。ありがとうございました。

今回は、前回の意見を踏まえたうえで、事務局にて内容を精査した上で、確保方策についても提示されているようです。本日は第 5 章の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業（通称 13 事業）の「量の見込み」と「確保方策」を確定したいと考えています。また、事業計画で任意記載事項とされている部分についても議論することになります。9 月末までに県へ事業計画の概ねの案を提出するというタイムリミットは決まっていますので、決められる部分は決めて、修正する部分は修正していきたいと思います。

①「松山市子ども・子育て支援事業計画（案）」について

・三浦部会長

それでは、本日の審議事項について、事務局より説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 1 に基づき「本日の審議事項」について説明～

・三浦部会長

ありがとうございました。

本日は 3 つの具体的な議題がありますが、先ほども申し上げましたとおり、できるだけ 1 つずつ決定して進めて参りたいと思います。

(部会委員 了承)

②幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の量の見込み及び確保方策について

・三浦部会長

それでは、「幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の量の見込み及び確保方策」について、資料 2 の審議になります。事務局から説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料 2 及び参考資料 2 に基づきに「幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の量の見込み及び確保方策」について説明～

・三浦部会長

ありがとうございました。前回お示しいただいた量の見込みに対して確保方策を設定したということで、基本的には平成 29 年度までに需要と供給のところをプラスマイナス“ゼロ”にするという数字を計画していただいています。その供給の部分は、認定こども園へ移行したり、その他いろいろな方法で行うと説明をいただきました。2号と3号の量の見込みで、前回より若干数字が変わっているようですが、その部分は比率が変わったのみで、全体の数は変わっていないということでした。

算定方法について異議がなければよいと思いますが、算定方法についてご異議がないか意見を頂けたらと思います。

・敷村副部会長

定員数で設定しているのので、ここにも書いてあるように、実際に入所している子どもの人数ではない部分があるため、このままの数字で計画すると、どう捉えられるのかというのがあります。ただ、仕方のないことではありますが、本来はもう少し確保ができていないかと思いますが。

・事務局

今の段階では、実際にどれだけ子どもを受け入れることができるかは、分からないということです。27年度は現行の認可定員で設定することになります。意向調査に基づく部分では、意向調査において各施設が回答した、設定する定員数というものを足し込んだ数になっています。

・三浦部会長

今のご意見は、定員を超えて受け入れているところが実際にはあったりするので、現在示している数よりは、少し受け入れる確保方策が大きくなるというご意見でした。

・敷村副部会長

9頁ですが、幼稚園の定員は、意向調査によって出てきた後の数字というのが、今後変わってくるのか、それとも定員に合やすのでしょうか。

・事務局

先ほど説明を申し上げたとおり、国で幼稚園の認可定員の適正化を図るという方向性については、都道府県向けに通知を出すと同っていますので、そのあたり、再度、県に確認して、仮に認可定員を増やすなどの変更があるのであれば、その部分を踏まえて修正という形になります。認可定員の変更を行わないということであれば、計画上は認可定員を上限として、確保方策を算出しなさいということになっていますので、今お示ししているものになります。

国からの認可定員の適正化については、国の自治体向け説明会が開催されていませんので、その中での方角性が分かりましたら、ご報告申し上げます。

・三浦部会長

認可定員は認可定員ですから、それを超えていることを前提に計画は作りにくいということです。

・敷村副部会長

現実に保育所では、定員の120%までは受け入れても構わないというところがありますので、それを踏まえて今後も受け入れることができるかどうかということです。

・三浦部会長

まだ不確定要素があるので、そこが判明した時点で、また数値を直す可能性はあるということでしょうか。

・事務局

そのあたりは資料 2 の 8 頁、「参考」というところの 7 月 9 日付に国が示した自治体向け FAQ というものがあるのですが、その中に、事業計画の確保方策についての考え方というところで、認可定員との関係性について示されていますので、その考え方に合わせて確保方策部分を設定しています。

・敷村副部長

確保方策については、今後数が足りない部分があるので、2 号、3 号のところは、例えば地域型保育事業の事業所内保育や小規模保育といったところを推進して、確保するという考え方でよろしいでしょうか。

・事務局

参考資料 2 の、各地区で上下になっている資料部分の下にある「新規確保予定」という部分にあるように、小規模保育や事業所内保育というのは 3 号認定の確保部分になります。ここに記載してあるとおり、地域型保育を推進していくことも考えています。

また、参考資料 2 の 1 頁のところにも、「新規確保が必要な確保の内容の例」ということで書いていますが、このあたりの方策で必要な量を確保していく予定です。

・敷村副部長

地域型保育事業を推進して、どこを整備するという方針について、決めるようになるのでしょうか。

・事務局

どういう整備方針かは、地区によって地域差がありますので、どういう方針で進めていくかというのは、地区ごとで変わると思います。3 号認定を確保する上では、地域型保育事業という部分を国が新たに作ったこともありますので、そういった部分も推進していきたいと考えています。

・敷村部長

現状で、小規模保育の事業を始めたいというような声は、実際に上がってきているのでしょうか。

・事務局

6 月・7 月に実施した意向調査でお答えいただいた部分である、既存施設が新たに地域型保育事業を行う場合は、今回お示ししている計画の中の確保方策に反映しています。

・敷村副部長

十分確保できる、まだ確保が足りないとか、例えば新たに募集を行うというのは、これから検討するのででしょうか。

・事務局

意向調査は 7 月時点のもので、今後、各施設で検討して予定を変更されるというのはあり得ると想定した上で調査をしています。各施設の最終的な方向性が、確定された状態で出てくれば、今とは若干状況が変わってくる可能性があると思います。

・村上委員

利用希望者のピークはどこにいくのでしょうか。ピーク時から、どういう推移で利用希望が下がっていくのか。下がっていくことに対して、どのように対応していくかを検討するのが大変だと思います。

確保方策を増やすのは割と行いやすいですが、減らすのは、シビアな状態になってくると思います。むしろ、今は教育・保育の内容を充実させていく方に神経を集中させたいと思っています。保育を行っているところが教育を取り入れたり、その辺りのバランスをどう取っていくのか、職員の習熟度がどうなっていくのかに取り組むことも必要と思います。

・敷村副部長

中身はこれからしっかり見ていかなければならない部分ですし、学校や教育という部分の捉え方をしっかりしていかないといけないと思います。認定こども園で、教育という部分が入ってくると、災害の警報が出た時の対応や、小学校との連携、横の連携の部分での資料を提供するなど、今までの保育現場と教育・学校という捉え方と、どこまでどう合わせていくのか、これからよく考えていかなければいけないと思っています。

・二宮委員

確保の部分ですが、意向調査では、その時点では、確かに移行する希望があったものの、様々な状況が分からない段階で判断しないといけないという状態でも、これだけ認定こども園に移行する意向を示しているように思います。先ほど言われていたように、学年あたりの人数は減っていくので、私立幼稚園が認定こども園に移行する数は、この 5 年間にもう少し増えてくる可能性があると思います。もう少し、今後のことがはっきり見えてくれば、認定こども園への移行する数自体も増えてくる可能性は十分あることですし、現状の段階では、ここに出ているような数値でよいのではないかと思います。

・三浦部長

永久にという確定数値ではないという前提がありますので、この数値を出した計算方法に間違いがないということをご確認いただけたら良いかと思います。

・敷村副部長

各年度では、移行状況に合わせて、数字も見直していくということでしょうか。

・二宮委員

2年後くらいには、今の数値と変わってくる可能性は十分あるかと思います。

・三浦部長

その変わる可能性があるという前提として見ていただけたらと思います。

・事務局

確保方策の量というところの計画数は変わってくるかと思いますが、量の見込みというところは計画がニーズ調査結果も踏まえて設定しますので、量の見込み部分の設定を変更することは難しいと考えています。

・三浦部長

ということで、この件、いかがでしょうか。了承ということで差し支えないでしょうか。

(各委員了承)

・三浦部長

それでは、資料 2 の「幼児期の学校教育、乳幼児期の保育の量の見込み及び確保方策について」は事務局案を了承したものとします。

③地域子ども・子育て支援事業について

・三浦部会長

次は、「地域子ども・子育て支援事業」について、資料3です。事務局からの説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料3に基づき「地域子ども・子育て支援事業」について説明～

・三浦部会長

確保方策というよりは、確保見込ということでご覧いただきたらと思います。5つの事業まとめて、ご意見があればお願いします。

(各委員からの意見なし)

・三浦部会長

それでは、地域子ども・子育て支援事業について、資料3のとおり決定したいと思います。

④任意記載事項等について

・三浦部会長

部会の協議事項は最後になりますが、「任意記載事項等」について、資料4になります。事務局からの説明をお願いします。

・事務局

～事務局から、資料4に基づき「任意記載事項等」について説明～

・三浦部会長

基本的記載事項においては4点で、任意記載事項については1点。任意記載事項としながらも事業計画に書き込んでいきたいということでした。ご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

・吉田委員

6頁の記載内容で、「ハード面とソフト面」というと、どういうものなのか、教えていただければと思います。

・事務局

ハード面については、特に幼稚園では、給食施設が付帯していませんので、そちらの整備が必要です。ソフト面については、職員の教育・保育両面に係る教育支援関係である、人材の育成支援です。幼保連携型認定こども園では、幼稚園教諭免許と保育士資格の両方を併有する必要がありますので、そのあたりで、資格取得がスムーズに行えるよう、必要な情報をご説明して、各園で人材の確保ができるように支援していくという部分になります。

・村上委員

つまり、ハード面とソフト面の両方から、という言い方ですから、その言葉がなくてもよいのではないのでしょうか。

・三浦部会長

施設設備的なものが「ハード」で、従事する人の質であるとかプログラムである部分を「ソフト」ということです。ただ、ご意見がありましたように、無くてもよい気がします。

・二宮委員

確かに「ハード面とソフト面の両方から」という表現がなくても、その前に内容が書かれているので「周知を図り移行の支援を行う」でよいと思います。

もう一点、先ほどの全体会でも議論になっていましたが、12頁の「記載内容」のところの「受け皿」という表現はこのままでしょうか。「～教育・保育の受け皿を確保する」の「受け皿」という表現については、議論になった部分かと思います。「環境を整える」と書いてあるので、その表現を使った方がよいのではないのでしょうか。

・三浦部会長

「利用を希望する保護者方のニーズに応じて、教育・保育の環境を整えます」という表現にするというご意見です。

・村上委員

「教育・保育の利用環境の確保に努めます」とかいかがでしょうか。

・三浦部会長

貴重なご意見ありがとうございます。

・事務局

確認ですが、先ほどの「ハード面・ソフト面」という表現は削除ということによろしいのでしょうか。

・三浦部会長

削除をお願いします。

・後藤委員

8頁(2)のところですが、記載内容を書くということは、“実際に行います”ということをご公言することだろうと思います。以前にも教育・保育の質のところでも少しお話ししたと思いますが、その際も研修のことについて意見が出たと思います。研修を行うことを打ち出しているのは素晴らしいと思いますが、打ち出す以上は、実際に行わなければならないと思います。例えば、保育士と幼稚園教諭の研修や小学校との連携について、これも実りのあるような形にするために、記載していくということは大事なことです。実際に行っていたきたいと思います。

もう一点、受け皿の表現のところ、産前、産後休業明け、そして育児休業明けのとき、「受け皿を確保します」とありました。「確保します」ということは、「希望すれば入れます」という意味合いに取れます。確保するためには、ある程度、0歳児、1歳児、2歳児と、最長で3年間の育児休業が取ることができると思いますが、その段階での推計人数を決めておかなければ、現実問題として、本当にできるのか心配です。「努力します」なら分かりますが、「確保します」となると、できるのか心配になりました。

・三浦部会長

8頁に対する意見については、「実際に行うのでしょうか」という念押しだろうと思います。12頁に対する意見については、「確保します」と言い切らずに「利用環境の確保に努めます」という文言が妥当ではないかとの意見でした。

・事務局

「教育・保育の利用環境を確保します」でよいと考えています。事業計画の中で、確保方策を設定して、平成29年度までに量の見込みに対する確保方策を設定して推進するという事なので、「しま

す」という形で表しています。

・敷村副部長

数字も具体的に出ていることから、「確保します」でいいと思います。

・三浦部長

「確保します」のところは「確保します」でよいと思います。「利用を希望する保護者のニーズを保障します」というような書き方でもよいかもしれません。

・村上委員

現状で、育児休業後の保育所への入所は、大きな問題になっています。自分の保育所の職員でもいますが、育児休業明けで保育所に入れられないため復職できないという方もいます。

・三浦部長

「教育保育の利用環境を確保します」でよければ、その部分は決めたいと思います。

・二宮委員

「特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行います」が最後になるとよいと思います。ここの部分が前に来て、再度「利用を希望する保護者のニーズに応じて受け皿を確保します」になっているので。「～活用により、利用を希望する保護者のニーズに応じて、教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行います」という表現でいかがでしょうか。

・三浦部長

二宮委員の意見が、タイトルに対応してよいと思います。

もう一回読みますと、「利用者支援事業などの活用により、利用を希望する保護者のニーズに応じて、特定教育保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行います」でよいでしょうか。

その他の部分はいかがでしょうか。認定こども園への移行等については、あくまで目標数値であつて、これを上限とするものではない、というのは大事な注釈だと思います。

・敷村副部長

これは現実的に、当てはまってくる可能性があるということですよ。

・二宮委員

これが私立幼稚園でも結構心配されている方がいます。「認定こども園に先に手を挙げないと、移行できないのではないのか」というようなことを言われる方がいるようなので、この文面があるということは、松山市は先に手を上げないと移行できないという訳ではないというのがはっきりしました。

・三浦部長

予定より早めに移行するところ、反対に少し遅れて移行するところ、当初は移行希望をしていなかったが、後から移行を希望するところも含めて、それを妨げないということですね。

それでは、ここはよろしいでしょうか。

・三浦部長

先ほどの全体会からの継続ですが、内容の根本に関わることは変更しませんが、いわゆる「てにをは」のところは部会長一任とさせていただいたと思います。よろしいでしょうか。

(各委員、了承)

・三浦部会長

それでは、事業計画における「任意記載事項等」の教育・保育部会検討事項部分については、事務局（案）を承認し、文言の一部修正については部会長一任ということでご了解いただけたらと思います。

では、事務局にお返しいたします。

3. その他

①連絡事項等

・事務局

事務局から、2点お知らせいたします。

1点目は、今後の部会についてです。本部会は、本日をもって事業計画の概ねの案までの審議内容をすべて終えたことから、ひとまず終了することになります。今後の開催については、必要に応じてご連絡を差し上げたうえで、開催いたしますので、ご承知おきください。

2点目は、本日の部会資料についてです。両部会の情報共有の観点から、各部会の資料を共有しているところです。本日は、別会場にて地域子育て部会を開催していますが、同部会の資料について、午前中に行いました勉強会の資料と共に、受付にて準備していますので、お帰りの際にお持ち帰りください。議事録につきましては、全体会のものと併せて、後日改めて郵送させていただきます。

なお、地域子育て部会委員の方にも、こちらの部会資料をお持ち帰りいただくようにしていますので、ご承知おきください。

以上で、連絡事項を終わります。

4. 閉会

・事務局

三浦部会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、「平成26年度第4回松山市子ども・子育て会議 教育・保育部会」を閉会いたします。

長時間にわたる審議にご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

(了)